

長野県告示第352号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
安曇野赤十字病院	安曇野市豊科5685番地	平成31年6月30日

医療推進課

長野県告示第353号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
飯田市上村617の1・620の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、616の1、624
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第354号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢5655の248
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢8715の39
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第356号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
千曲市大字小島字東山3232から3236まで、3241のイ、3241のロ、3242の1、3242のイ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第357号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7940の64・7940の65・7940の68から7940の70まで・7940の75から7940の77まで(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、7940の60、7940の83から7940の85まで、7940の90から7940の94まで、7940の98から7940の100まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第358号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草6758の81、6758の82、6759の1、6776、6777、6816の6、6816の8、7613の120から7613の122まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第359号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第361号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下條村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第362号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第363号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第364号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
大徳原、穴山、南吉瀬、大曾倉、上割、上中曾倉、南割、下曾倉、高畑、中割、中曾倉、菅沼及び扇場
- 2 指定の区域
駒ヶ根市及び上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

選告示第24号

平成28年7月10日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成28年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

基準日 平成28年6月21日（年齢については、平成28年7月10日）

登録日 平成28年6月21日

縦覧期間 平成28年6月22日

選挙管理委員会

選告示第25号

平成28年7月10日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿の縦覧期間は、次のとおりです。

平成28年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

縦覧期間 平成28年6月22日

選挙管理委員会

選告示第26号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成28年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

34,655	34,623
316,594	316,391
103,839	103,807
64,652	64,667
45,919	45,894
19,721	19,689
27,782	27,762
13,552	13,520
19,044	19,023
11,718	11,701
18,506	18,483
8,900	8,905
18,509	18,481
7,992	7,987
6,810	6,771
21,261	21,258
18,139	18,126
38,589	38,588
21,047	21,016
8,259	8,258
26,658	26,646
7,138	7,110
22,504	22,464
16,852	16,798
8,219	8,178
6,417	6,399
8,893	8,882
6,670	6,636

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会

選告示第27号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成28年6月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

第8条第1項中「政令」を「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)」に改める。

第13条第3項第4号中「第27条第2項」を「第27条第3項」に改める。

第23条の次に次の5条を加える。

(共通投票所の投票管理者及びその職務代理者の氏名等の告示の様式)

第23条の2 政令第48条の3の規定により読み替えて適用する政令第25条の規定による告示は、様式第22号の2によりするものとする。

(共通投票所の投票立会人の選任通知書)

第23条の3 市町村選挙管理委員会は、法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による承諾を得たときは共通投票所の投票立会人選任承諾書(様式第22号の3)を徴するものとし、この規定による通知は共通投票所の投票立会人選任通知書(様式第22号の4)に準じてするものとする。

2 政令第48条の3の規定により読み替えて適用する政令第27条の規定による通知は、共通投票所の投票立会人の氏名等の通知書(様式第22号の5)に準じてするものとする。

(共通投票所開閉時刻繰上げ(繰下げ)の告示、通知及び届出の様式)

第23条の4 法第41条の2第6項において準用する法第40条第2項の規定による告示及び通知は、様式第22号の6及び様式第22号の7によりするものとする。

2 法第41条の2第6項において準用する法第40条第2項の規定による届出は、様式第22号の8によりしなければならない。

(共通投票所の告示の様式)

第23条の5 法第41条の2第6項において準用する法第41条第1項の規定による告示は、様式第22号の9によりするものとする。

2 法第41条の2第6項において準用する法第41条第2項の規定による告示は、様式第22号の10によりするものとする。

(共通投票所を開かず(閉じる)場合の告示及び通知の様式)

第23条の6 法第41条の2第4項の規定による告示は、様式第22号の11によりするものとする。

2 政令第49条の規定による通知は、様式第22号の12によりしなければならない。

第26条及び第26条の2中「第48条の2第3項」を「第48条の2第6項」に改める。

第26条の3中「第48条の2第2項」を「第48条の2第5項」に改め、同条を第26条の4とし、第26条の2の次に次の1条を加える。

(期日前投票所を開かず(閉じる)場合の告示及び通知の様式)

第26条の3 法第48条の2第4項の規定による告示は、様式第24号の7の2によりするものとする。

2 政令第49条の9の規定による通知は、様式第24号の7の3によりしなければならない。

第29条の見出し中「の告示」を「(共通投票所)の告示」に改め、同条中「第65条の13第3項」を「第65条の13第4項」に改める。

第39条第1項中「第57条第1項ただし書」を「第57条第1項後段」に改める。

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「軽費老人ホームA型 豊寿苑	長野市篠ノ井岡田3241番地	」を
「軽費老人ホームA型 豊寿苑	長野市篠ノ井岡田3241番地	
社会福祉法人若槻ホーム 若槻ホーム別館	長野市上野1-1462-1	」に改める。

様式第22号の次に次の様式を加える。

(様式第22号の2)(第23条の2関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙の本市(町村)における共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長
氏 名

共通投票所名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名

(様式第22号の3)(第23条の3関係)

共通投票所の投票立会人選任承諾書

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長 氏 名殿

住所
所属政党その他の政治団体名
氏 名

年 月 日執行の(何)選挙の投票立会人となることを承諾します。

(様式第22号の4)(第23条の3関係)

共通投票所の投票立会人選任通知書

年 月 日

氏 名殿

市(町村)選挙管理委員会委員長
氏 名

貴殿を 年 月 日執行の(何)選挙の投票立会人に選任しましたから、年 月 日午前 時 分までに印鑑を持参のうえ(何)共通投票所(施設名)へ参会してください。

(備考) 共通投票所の施設名は、具体的に記載すること。

(様式第22号の5)(第23条の3関係)

共通投票所の投票立会人の氏名等の通知書

年 月 日

(何) 共通投票所 投票管理者 氏 名殿

市(町村) 選挙管理委員会委員長

氏 名 名 名

年 月 日執行の(何) 選挙(何) 共通投票所(施設名)の投票立会人として下記のとおり選任しましたから通知します。

記

住 所	氏 名	政 党 そ の 他 の 政 治 団 体 の 名 称	備 考

(様式第22号の6)(第23条の4関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何) 選挙における共通投票所の開閉時刻を次のとおり繰上げ(繰下げ)した。

年 月 日

市(町村) 選挙管理委員会委員長

氏 名 名 名

共 通 投 票 所 名	投 票 開 始 時 刻	投 票 閉 鎖 時 刻	共 通 投 票 所 施 設 名

(備考) 共通投票所施設名は、具体的に記載すること。

(様式第22号の7)(第23条の4関係)

共通投票所開閉時刻繰上げ(繰下げ)通知書

年 月 日

(何) 共通投票所 投票管理者 氏 名殿

市(町村) 選挙管理委員会委員長

氏 名 団

年 月 日執行の(何) 選挙における(何) 共通投票所の開閉時刻を次のように繰上げ(繰下げ)ます。

記

- 1 開始時刻
- 2 閉鎖時刻

(様式第22号の8)(第23条の4関係)

共通投票所開閉時刻繰上げ(繰下げ)届出書

年 月 日

長野県選挙管理委員会委員長 氏 名殿

市(町村) 選挙管理委員会委員長

氏 名 団

年 月 日執行の(何) 選挙における共通投票所の開閉時刻を下記のとおり繰上げ(繰下げ)するので届け出ます。

記

共 通 投 票 所 名	投票開始時刻	投票閉鎖時刻	共 通 投 票 所 施 設 名

(様式第22号の9)(第23条の5関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何) 選挙における共通投票所を次の場所に設ける。

年 月 日

市(町村) 選挙管理委員会委員長

氏 名 団

共 通 投 票 所 名	場 所	共 通 投 票 所 施 設 名

(備考) 共通投票所施設名は、具体的に記載すること。

(様式第22号の10)(第23条の5関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙における共通投票所は(何々)のため次のとおり変更した。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 団

共通投票所名	変更前の所在地及び 共通投票所施設名	変更後の所在地及び 共通投票所施設名

(備考) 共通投票所施設名は、具体的に記載すること。

(様式第22号の11)(第23条の6関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙における次の共通投票所は(何々)のため開かず(閉じる)こととした。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 団

共通投票所名	場 所	共通投票所施設名

(備考) 共通投票所施設名は、具体的に記載すること。

(様式第22号の12)(第23条の6関係)

共通投票所を開かず(閉じる)場合の通知書

年 月 日

(何)共通投票所 投票管理者 氏 名 殿

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 団

年 月 日執行の(何)選挙(何)共通投票所(施設名)は(何々)のため開かず(閉じる)こととしたから通知します。

様式第24号の7の次に次の様式を加える。

(様式第24号の7の2)(第26条の3関係)

選告示第 号

年 月 日執行の(何)選挙における次の期日前投票所は(何々)のため開かず(閉じる)こととした。

年 月 日

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 印

期日前投票所名	場 所	期日前投票所施設名

(備考) 期日前投票所施設名は、具体的に記載すること。

(様式第24号の7の3)(第26条の3関係)

期日前投票所を開かず(閉じる)場合の通知書

年 月 日

(何)期日前投票所 投票管理者 氏 名殿

市(町村)選挙管理委員会委員長

氏 名 名 名

年 月 日執行の(何)選挙(何)期日前投票所(施設名)は(何々)のため開かず(閉じる)こととしたから通知
 します。

様式第26号中「期日前投票を」を「期日前投票(投票)を」に改め、「期日前投票所」の次に「(共通投票所)」を加える。

様式第27号中「送 致 書」を「送 致 書(投票所)」に改め、同様式を同様式のその1とし、同その1の次に同
 様式のその2として次のように加える。

(その2)

送 致 書(共 通 投 票 所)

年 月 日

開票管理者(選挙長) 氏 名殿

(何)共通投票所 投票管理者 氏 名 名

(何)共通投票所 投票立会人 氏 名 名

” ”

” ”

年 月 日執行の(何)選挙の投票箱等を次のとおり送致します。

1	投票箱(かぎ(何)個とも)	個
2	共通投票所投票録	通
3	選挙人名簿又はその抄本	冊
4	在外選挙人名簿又はその抄本	冊
5	選挙投票者調	
6 投票用紙等使用汚損残余数調		
	区 分	受数 使用数 汚損数 残余数 備考
投票用紙	一般用	
	点字用	
仮投票用封筒		
7	その他	

様式第122号の15のその2の別紙の備考の1の(1)中「7円30銭」を「円 銭」に改め、同1の(2)中「36万5,000円+4円88銭」を「万 円+ 円 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月19日から施行する。ただし、第8条第1項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 この告示による改正後の長野県選挙事務取扱規程第23条の2から第23条の6まで、第26条の3及び第29条並びに様式第22号の2から様式第22号の12まで、様式第24号の7の2、様式第24号の7の3、様式第26号及び様式第27号の規定は、平成28年6月19日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月19日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年6月16日

長野県監査委員

田 口 敏 子
西 沢 利 雄
西 沢 昭 子
鈴 木 清

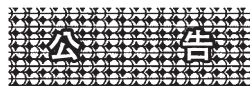
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
宮 本 和 之	東京都日野市大字上田255-13

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

監査委員事務局



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成28年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わくわく

3 代表者の氏名

和久井 輝夫

4 主たる事務所の所在地

須坂市臥竜6丁目15番8号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもった人たちが、住み慣れた地域で、可能な限りあたりまえの暮らしができるように、必要な生活の支援・介護をおこない、その実践をとおして、誰もが安心して、健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成28年6月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CO2バンク推進機構

3 代表者の氏名

宮入 賢一郎

4 主たる事務所の所在地

長野市稲里町中央三丁目33番23号

5 定款に記載された目的